

# 侵入防除柵設置にかかる補助制度について

千曲市では野生動物（イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシンなど）から農作物を守るために設置する、侵入防止柵の資材購入費の一部を助成しています。

## 1. 補助対象となる柵の種類

|     |  |
|-----|--|
| 電気柵 | 田畑に通電性の柵線を張り、衝撃電流を流すことにより野生動物の侵入を防止する柵                 |
| 防除柵 | 野生動物の侵入を防止するために田畑を囲う柵<br>トタン板、ネット、金網、ワイヤーメッシュ（溶接金網）など。 |

## 2. 補助対象となる柵の主な条件

- (1) 自分で使うために設置するものであること。
- (2) 千曲市の区域内で使うものであること。
- (3) 周囲の承諾があり、周辺環境へ悪影響を与えない構造のもの。
- (4) 繰り返し使うことができ、一定の耐久性があるもの。
- (5) 電気柵あつては、電気事業法及びその他関係法令の基準を満たすもの。



## 3. 補助対象となる費用

柵の設置に係る資材購入費のみ対象。（※工事費等の経費は補助対象外です。）

## 4. 補助対象者（補助申請者）

この補助を申請することができる方は、千曲市に農地を有している人です。  
また、共同で設置する場合は、ご相談ください。

## 5. 補助率および上限金額

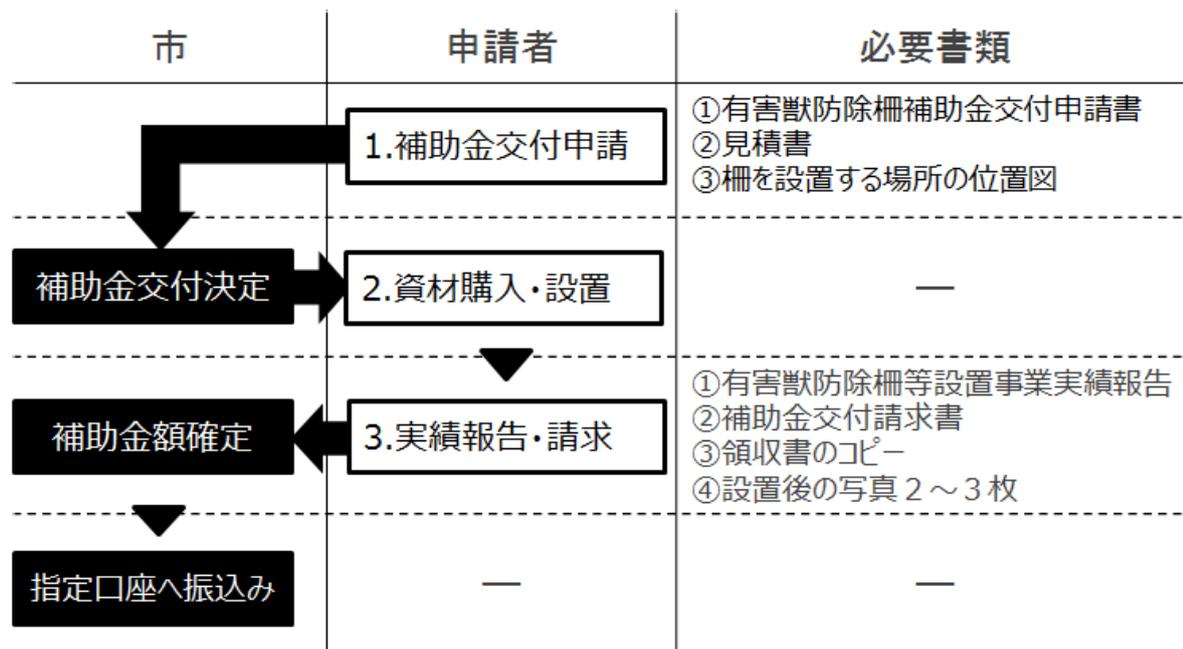
原則として購入金額（補助対象費）の1/3で、上限があります。（消費税分除く。）

- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| (1) 電気柵 | 1園地1基の購入費を対象として100,000円を上限 |
| (2) 防除柵 | 1園地1式の購入費を対象として30,000円を上限  |
- \*補助金額は千円未満の端数は切捨てになります。

## 6. 留意事項

- (1) 一度補助金交付を受けた園地については、5年間は再申請ができません。
- (2) 防除柵等の設置又は、使用中の事故等のトラブルについては、市は一切責任を負いかねますので、周囲の農家などに事前に話をした上で設置をしてください。
- (3) 目的外使用等、補助金交付に不正があった場合、補助金の全額を返還して頂きます。

7. 申請に必要な書類とその手順について



8. 電気柵の安全確保について

電気柵の設置にあたっては、電気事業法その他の関係法令の規定により、感電防止のための措置を講じることが必要ですので以下事項にご留意ください。

1. 電気柵の電気を 30 ボルト以上の電源（コンセント用の交流 100 ボルト等）から供給するときは、電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）に基づく電源装置を使用すること。
2. 公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、危険防止のために、15 ミリアンペア以上の漏電が起こったときに 0.1 秒以内に電気を遮断する漏電遮断器を設置すること。
3. 電気柵を設置する場合は、周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で危険表示を行うこと。

また、電気柵設置後は、定期的に点検を行い、安全確保に努めて頂くようお願い致します。

（お問い合わせ先）

千曲市役所経済部農林課農村振興係  
 電話 026-273-1111（内線 3283）  
 nousin@city.chikuma.lg.jp

